



施設等利用給付認定に関する御案内（新2号・新3号認定）



1 必要な手続

京都市にお住まいで、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育料等や、認可外保育施設等の利用料の幼児教育・保育無償化の給付（施設等利用給付）を受けるためには、利用前に京都市から施設等利用給付認定（新2号又は新3号認定）を受けていただく必要があります。新2号・新3号認定は、保護者のいずれもが保育が必要な理由（就労・介護等）に該当していることが要件となります（新2号認定は3～5歳児、新3号認定は0～2歳児の非課税世帯の方が対象です）。無償化の給付については、各園に保育料等をお支払いいただいた後、京都市から相当額が償還払い（キャッシュバック）されます。

歳児について…3歳児：3歳の誕生日を迎えた翌4月からが3歳児クラス **満3歳児：**2歳児クラスで3歳の誕生日を迎えた方

（1）幼稚園（新制度幼稚園・認定こども園を除く）及び預かり保育

歳児	満3～5歳児	3～5歳児	満3歳児
要件	なし (右記以外の方)	保育が必要な理由に該当	保育が必要な理由に該当 かつ市民税非課税世帯
認定	新1号認定	新2号認定	新3号認定
保育料	月額25,700円を上限として支給（国立大学附属幼稚園の場合は月額8,700円が上限）		
預かり保育 利用料の給付	対象外	月当たり利用日数×450円まで 支給(月額上限11,300円)	月当たり利用日数×450円まで 支給(月額上限16,300円)

新2号・新3号認定に該当しない場合は、別途新1号認定を取得いただくことで保育料分の施設等利用給付が受けられます。

（2）新制度幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育

歳児	満3～5歳児	3～5歳児	満3歳児
要件	なし (右記以外の方)	保育が必要な理由に該当	保育が必要な理由に該当 かつ市民税非課税世帯
認定	1号認定	1号+ 新2号認定	1号+ 新3号認定
保育料	無料		
預かり保育 利用料の給付	対象外	月当たり利用日数×450円まで 支給(月額上限11,300円)	月当たり利用日数×450円まで 支給(月額上限16,300円)

- ・新制度幼稚園又は認定こども園（幼稚園部分）の利用には、別途1号認定の申請が必要です。裏面6に記載の京都市ホームページを確認してください。
- ・京都市立幼稚園の預かり保育料については、新2号認定を取得して預かり保育を利用される場合、上限額まで支払いが免除されるため、預かり保育料分の給付費の償還払いはありません。
- ・預かり保育の実施内容は、園によって異なりますので、直接園までお問合せください。

京都市内の新制度幼稚園（令和7年10月時点）

紫明幼稚園、とうりん幼稚園、寺之内幼稚園、鴨東幼稚園、コドモのイエ幼稚園、下鴨幼稚園、八条幼稚園、本願寺中央幼稚園、龍谷幼稚園、光徳幼稚園、いずみ幼稚園、山科幼稚園、洛東幼稚園、西山幼稚園、桃山幼稚園及び全ての市立幼稚園
また、以下の園が令和8年4月に新制度幼稚園への移行を予定しています。

北野幼稚園、聖ドミニコ学院京都幼稚園、洛陽幼稚園、相愛幼稚園、マクリン幼稚園、華頂短期大学附属幼稚園、泉山幼稚園、其枝幼稚園、東山幼稚園、栄光幼稚園、御室幼稚園、嵯峨幼稚園、洛西せいか幼稚園、砂川幼稚園

（3）認可外保育施設等

歳児	3～5歳児	0～2歳児
要件	保育が必要な理由に該当 (所得要件はなし)	保育が必要な理由に該当 かつ市民税非課税世帯
認定	新2号認定	新3号認定
保育料・利用料	月額37,000円を上限に支給	月額42,000円を上限に支給

認可外保育施設等には、認可外保育施設(企業主導型保育事業除く)のほか、ベビーホテル、ベビーシッター、市町村から認可されていない事業所内保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業が含まれます。

各自治体が条例で定めた基準を満たした無償化対象施設（市外園含む）のみが給付対象となります。

京都市内の無償化対象施設は、裏面6記載の京都市ホームページに掲載しています。

2 必要書類

① 子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書

② 保育が必要な理由書

③ 保育が必要な理由の添付書類（就労証明書、在学証明書、母子手帳の写し、求職活動申告書等）。保護者それぞれの添付書類が必要です。

※育児休業中は新たに新2号・新3号認定を受けることはできません（幼稚園等に在籍中で、同施設在籍中に下のきょうだいの育児休業を取得する場合等を除く）。

3 提出期限・提出先

【提出期限】

開始希望月	利用中（又は予定）の施設種別	提出先	締切日
令和8年4月	幼稚園・認定こども園	利用中（又は予定）の園	令和7年12月1日（月）※1
	幼稚園・認定こども園以外	以下の提出先	
令和8年5月以降	幼稚園・認定こども園	以下の提出先	利用を開始する日まで（必着）
	幼稚園・認定こども園以外		

【提出先】 京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室へ郵送又はお住まいの地域の区役所・支所子どもはぐくみ室

（郵送の場合の送付先）〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市役所北庁舎 6 階
京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室 ※2

- ※注1 4月利用開始の場合、上記の提出期限を過ぎて手続きいただく場合は、令和8年3月31日（必着）までに、上記提出先まで提出してください。
- ※注2 事務集中室又は区役所・支所子どもはぐくみ室に届いた日以降でしか認定できませんので注意してください。
また、郵送の際は、封筒に「施設等利用給付認定申請書在中」と記入してください。
- ※注3 認定開始日時点で京都市民であることが利用要件です。転入予定の方は住民票異動手続き後の認定となります。

4 今後のスケジュール（令和8年4月認定開始の場合）

（1）幼稚園・認定こども園利用

- ※ 市立幼稚園利用の場合は、上限額まで支払いが免除されるため預かり保育料分の給付費償還払いはありません。
- ※ 園からの実績報告時期により、給付対象月が異なる場合があります。

（対象月）	4～6月分	7～9月分	10～12月分	1～3月分
（園からの実績報告）	7月15日まで	10月15日まで	1月15日まで	4月15日まで
（支払月）		9月支払	12月支払	3月支払
※支給日は未定。				6月支払

（2）認可外保育施設等利用

（対象月）	4～6月分	7～9月分	10～12月分	1～3月分
（保護者からの請求申請）	7月15日まで	10月15日まで	1月15日まで	4月15日まで
（支払月）		9月支払	12月支払	3月支払
※支給日は未定。				6月支払

5 申請後に手続きが必要な場合

施設等利用給付認定申請後、①市内転居、②世帯構成が変わる、③保育が必要な理由に変更がある、④退園や転園、⑤施設等利用給付の振込先口座の登録変更等の場合は、変更申請書等の必要書類を提出してください。変更手続きに必要な書類は京都市ホームページ（以下6参照）又は区役所・支所子どもはぐくみ室等で配布しています。

市外転居の場合は、転出日前日が京都市での認定撤回日となるため、認定撤回の手続きが必要です。転出後に引き続き施設を利用する場合は、転出先の自治体で無償化の手続きを行う必要がありますので注意してください。

6 問合せ先・関連ホームページ情報

【問合せ先】 京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室 ☎075-254-7216

【無償化関連の関連ホームページ】

- ① 新1号～新3号の申請書類や変更用書類等
- ② 施設別に必要となる認定や無償化の内容
- ③ 無償化対象施設・事業一覧（認可外施設等含む）



- ④ 1号認定の申請案内（新制度幼稚園又は認定こども園の幼稚園部分を利用の場合は1号認定の申請が必要です）

【京都市内の幼稚園情報】

- ⑤ 私立幼稚園の一覧
- ⑥ 京都市立幼稚園の一覧

